

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）の概要

1 法の目的

- 平成10年6月17日より前に不適正処分された産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障等を除去するため、10年間に限り、都道府県等による支障の除去等の措置に対して財政的な支援を行う制度を定めたもの。

2 概要

- 基本方針の策定
環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成24年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を定める。
- 実施計画の策定
都道府県等は、基本方針に則して、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画を定めることができる。
- 財政的な支援
適正処理推進センターが特定支障除去等事業に対して支援を行う場合は、国は同センターが設置する基金に充てる資金を補助することができる。
また、特定支障除去等事業を実施する都道府県等には、地方債の特例が認められている。

3 財政支援の内容

- 適正処理推進センターからの出えん
特定支障除去等事業の実施に当たっては、適正処理推進センター（（財）産業廃棄物処理事業振興財団）が設置する基金から次のとおり出えんが行われる。
 - ① 有害産業廃棄物の処理に要する費用
費用の1/2相当額
 - ② 有害産業廃棄物以外の産業廃棄物の処理に要する費用
費用の1/3相当額
 - ③ 支障の拡散防止のための施設整備・モニタリング等に要する費用
費用を有害産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物の割合により按分の上、それぞれについて1/2又は1/3相当額
- 地方債の特例措置
特定支障除去等事業の実施に都道府県等が必要とする経費については、地方財政法の特例として、地方債をもってその財源とすることができる。
具体的には、事業に要する費用から、適正処理推進センターの出えん額及び不適正処分を行った者等から確実に徴収されることが予定される金額を減じた額が起債の算定基礎となる。

4 他県の適用事例

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ○ 豊島 ^{てしま} （香川県） | ※ 不法投棄（平成15年12月9日大臣同意） |
| ○ 県境産廃（青森県） | ※ 不法投棄（平成16年1月21日大臣同意） |
| ○ 県境産廃（岩手県） | ※ 不法投棄（同上） |
| ○ 日向処分場（山梨県） | ※ 安定型最終処分場（平成16年8月30日大臣同意） |
| ○ 能代産廃処理センター（秋田県） | ※ 管理型最終処分場（平成17年1月21日大臣同意） |

産廃特措法適用事案比較

| 事案名 | 豊島産廃 | 青森・岩手県境産廃 | | 須玉町日向処分場 | 能代産廃処理センター | |
|--------------|--|--|---|---|---|--|
| 申請主体 | 香川県 | 青森県 | 岩手県 | 山梨県 | 秋田県 | |
| 事案の形態 | 不法投棄 (香川県小豆郡土庄町) | 不法投棄 (青森県田子町) | 不法投棄 (岩手県二戸市) | 自社処分用・安定型小規模 産業廃棄物最終処分場 (山梨県北巨摩郡須玉町(現:北杜市)) | 管理型産業廃棄物最終処分場 (秋田県能代市) | |
| 面積 | 6.9ha | 11ha | 16ha | 5,838m ² (届出分 2,997m ²) | 12ha | |
| 全廃棄物等の量 | 502,000m ³ (67.5万t) | 671,383m ³ | 27.18万t | 130,000m ³ (開始時事業者届出29,999m ³) | 公表なし(特措法実施計画書では101万t) | |
| 主な廃棄物 | シュレッダーダスト、汚泥、鉱さい等 | RDF稼物、堆肥稼物、汚泥、 焼却灰、医療系廃棄物の混在 | 燃え殻・汚泥、堆肥稼物、廃油、廃棄食品、 廃プラスチック類、医療系廃棄物、金属くず等 | 主に廃プラスチック類。自社物以外の搬入として、 シュレッダーダスト、医療系廃棄物、一般廃棄物の混入、 有機物の付着した廃棄物 | 汚泥、がれき類、燃え殻等多様 | |
| 支障 | 特措法対象 「特定産業廃棄物」 | 特別管理産業廃棄物に相当する性状の シュレッダーダスト、汚泥、鉱さい等 468,000m ³ | 671,383m ³ | 18.8万t (20.5万m ³) | - | |
| | 有害産業廃棄物量 | 特別管理産業廃棄物に相当する性状の シュレッダーダスト、汚泥、鉱さい等 407,000m ³ | 特別管理産業廃棄物に相当する性状の 堆肥稼物、焼却灰等 610,948m ³ | 特別管理産業廃棄物に相当する性状の燃え殻、 堆肥稼物等 12.92万t (14.5万m ³) | - | |
| | その他の産業廃棄物量 | 特別管理産業廃棄物に相当する性状では ない廃棄物 61,000m ³ | 特別管理産業廃棄物に相当する性状では ない堆肥稼物、焼却灰等 60,435m ³ | 特別管理産業廃棄物に相当する性状ではない 燃え殻、汚泥、汚染土壌等 5.88万t (6.0万m ³) | - | |
| | 汚染土壌 | 94,000m ³ | 有害物質の検出が1地点のみであるため 平面分布及び鉛直分布特定不能 | 有害土壌(2.83万t)及びその他の土壌(5.55万t) 計 8.38万t | - | |
| | 支障の内容 | ○廃棄物に含まれる重金類、有機塩素系化合物、 ダイオキシン類等の有害物質による土壌や地下水等 周辺環境への汚染 | ○廃棄物に含まれる有機塩素系化合物や有機物によって 汚染された浸出水の周辺への拡散による農業用 水道水源の汚染のおそれ | ○埋立廃棄物の飛散・流出(崩落) ○浸出水による水道水源の水質汚濁のおそれ ※環境ホルモ物質検出(ビスフェノールA 最大28,000μg/L) | ○有機塩素系化合物を含む汚染地下水の 処分場外への長期にわたる滲出と環境 基準値の超過 | |
| 対策 | 基本方針 | 撤去 | 撤去 | 撤去 | 残置(現場内処理) | |
| | 支障除去の対策 | ○遮水壁の設置→周辺への汚染拡散の防止 ○廃棄物の掘削→海上輸送 →直島の中間処理施設で溶融処理 ○溶融スラッグ→県公共工事用資材で利用 溶融飛灰→有価金属回収 | ○汚染拡散防止 ・表面遮水工、鉛直遮水工、 浸出水処理施設整備ほか ○廃棄物の撤去 ・場外搬出処理処分(焼却、溶融等) ・現地再利用 | ○汚染拡散防止 ・表面遮水工、雨水浸透防止・排水工 暗渠、表流水貯留池 ・地形整形、地盤改良 ○廃棄物の撤去 ・場外搬出処理処分(焼却、溶融等) | ○法面整形し、急斜面箇所産業廃棄物の 除去 ○整形した法面に遮水シート→雨水浸透防止 ○側溝の設置→法面表面流水排除 | ○汚水処理等の維持管理 ・水処理施設の改良、汚染地下水の回収・処理 ○汚染拡散防止 ・鉛直遮水壁の設置、揚水井戸の設置 ○場内雨水対策 ・キャッピング工、雨水排水路の設置 |
| | 総事業費 | 特措法分 232.65億円 + 廃棄物処理施設整備費分 207億円 | 434.18億円 | 220.67億円 | 2.4億円 | 25.7億円 |
| | 特措法補助額(推定) | 特措法分 111億円 + 廃棄物処理施設整備費分 45億円 | 210億円 | 102億円 | 0.8億円 | 8.5億円 |
| 補助額の算定 | (特措法分) 補助率 有害産廃分 1/2 その他産廃分 1/3 特例地方債 ・地方負担の7割を起債措置 ・起債金額の元利償還金の5割について、 交付税措置 (廃棄物処理施設整備費分:厚生省時代のメニュー) 補助率 補助対象額(180億円)の1/4 特例地方債 ・地方負担の7.5割を起債措置 ・起債金額の元利償還金の交付税措置 平成13年度まで 4割 平成14年度以降 3割 | 補助率 有害産廃分 1/2 その他産廃分 1/3 特例地方債 ・地方負担の7割を起債措置 ・起債金額の元利償還金の5割について、 交付税措置 | 補助率 有害産廃分 1/2 その他産廃分 1/3 特例地方債 ・地方負担の7割を起債措置 ・起債金額の元利償還金の5割について、 交付税措置 | 補助率 1/3 特例地方債 ・地方負担の7割を起債措置 ・起債金額の元利償還金の5割について、 交付税措置 | 補助率 1/3 特例地方債 ・地方負担の7割を起債措置 ・起債金額の元利償還金の5割について、 交付税措置 | |
| 特措法申請協議 | 平成15年11月5日 | 平成15年11月17日 | 平成15年10月17日 | 平成16年4月9日 | 平成16年11月9日 | |
| 大臣同意 | 平成15年12月9日 | 平成16年1月21日 | 平成16年1月21日 | 平成16年8月30日 | 平成17年1月21日 | |
| 支障除去等事業の実施機関 | 平成15年度～平成24年度(10年間) | 平成15年度～平成24年度(10年間) | 平成15年度～平成24年度(10年間) | 平成16年度～平成17年度(2年間) | 平成18年度～平成24年度(10年間) | |

環境大臣が定めた基本方針（平成15年10月3日環境省告示第104号）

1 支障の除去等の推進に関する基本的な方向

- (1) 平成10年6月17日より前に不適正処分が行われた産業廃棄物（＝特定産業廃棄物）に起因して生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれ大きい全ての事案について、今後10年の期間内に計画的かつ着実に問題の解決に取り組むこと。
- (2) 県は、特定産業廃棄物の実態を把握するための調査に努め、支障の除去等を行う必要があると判断した事案については廃棄物処理法に基づく措置命令を発すること。これらの手続によってもなお支障の除去等が完了しない場合には、産廃特措法に基づく実施計画を策定し、特定支障除去等事業を実施すること。
- (3) 不適正処分の行為者及び産業廃棄物の処分に至るまでの間にその適正な処理の実施を確保することを怠った者に対して、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出して支障の除去等の措置を行わせること。

2 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の内容に関する事項

- (1) 支障の除去等を行う必要がある事案に関する事項
 - ① 県は、自ら支障の除去等を行う必要がある事案について実施計画を定めること。この場合、生活環境の保全上の支障の内容及び生活環境の保全上達成すべき目標について明らかにすること。
- (2) 特定支障除去等事業の実施に関する事項
 - ① 特定産業廃棄物の種類及び量を明らかにすること。また、特別管理産業廃棄物又はこれに相当する性状を有する廃棄物（＝有害産業廃棄物）の種類及び量についても明らかにすること。
 - ② 支障の除去等の実施にあたって、当該特定産業廃棄物の種類、性状、地域の状況及び地理的条件に応じて、支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用等の面から最も合理的に支障の除去等を実施することができる方法によること。
 - ③ 特定支障除去等事業に要する費用及び不適正処分の行為者等から確実に徴収されることが予定される金額について、あらかじめ明らかにすること。
 - ④ 国から適正処理推進センターを通じて行う出えんについて、有害産業廃棄物の処理に要する費用については1/2、有害産業廃棄物以外の処理に要する費用については1/3の出えんを行うこと。また、生活環境の保全上必要な施設整備等の費用については、有害産業廃棄物の量と有害産業廃棄物以外の産業廃棄物の量の比率により出えん額を算定すること。
 - ⑤ 起債の算定基礎となる地方負担額について、当該特定支障除去等事業に要する費用から、国からの出えん額及び不適正処分の行為者等から確実に徴収されることが予定される金額を減じた額とすること。
- (3) 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行う措置
 - ① 特定支障除去等事業を実施する事案について、県が特定産業廃棄物を確認した時期、地域住民からの情報提供の時期、廃棄物処理法に基づき行った報告徴収・立入検査・措置命令等の状況、現在に至るまでの期間に行うべきであった措置及び今後行おうとする措置の内容並びに当該措置の実施体制について第三者である学識経験者等を交えて検証し、その検証結果を明らかにすること。なお、これらの検証を行った結果判明した組織上又は個人の責任及び当該責任に関して講じられた措置等について明らかにすること。
 - ② 特定支障除去等事業を行う場合であっても、引き続き、措置命令、特定支障除去等事業に要する費用の徴収を不適正処分の行為者等に対して行っていくこと。

③ 今後の不適正処分の再発防止に向けた具体的な対策を明らかにすること。

3 支障の除去等の推進に際し配慮すべき重要事項

- (1) 事業の実施にあたって生活環境への影響が生じないように、具体的な環境の保全のための措置を講ずるよう配慮すること。また、周辺的生活環境のモニタリングを計画的に行い、公表すること。
- (2) 不適正処分の行為者や排出事業者の責任追及について、これらの者が所在する都道府県等と特定産業廃棄物が存在する県が共同して行うこと。
- (3) 国は、都道府県等における実施計画の策定状況及び事業実施状況について把握・公表するとともに、特定支障除去等事業が都道府県等において円滑に実施されるよう、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めること。
- (4) 実施計画の策定段階において、事業の内容、処理方法、周辺の環境対策等について関係市町村や住民に対する十分な説明と意見聴取を行うほか、事業の実施段階においても、事業の進捗状況、処理等に関する情報を積極的に公開すること。
- (5) 特定支障除去等事業を行うべき区域、支障の除去等の方法、特定支障除去等事業に要する費用等の変更を行う場合に、実施計画の変更を行うこと。